

南房総市高齢者施設整備運営事業者募集要項

(令和8年度整備 小規模多機能型居宅介護)

令和7年8月

南房総市保健福祉部高齢者支援課

1 公募の趣旨

南房総市では、第10期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画に基づき、介護保険施設等の計画的な整備を進めています。

本公募は、令和8年度に小規模多機能型居宅介護事業所を整備、開設する事業者を募集するものです。

2 公募施設の概要

公募する介護サービスの種別、整備予定数、対象圏域は次のとおりです。

サービスの種別	整備予定数	登録定員	対象圏域
小規模多機能型居宅介護	1事業所	29人以下	市内全域

3 応募の要件

(1) 応募事業者の資格

ア 法人格を既に有している運営事業者、又は法人格を有する予定の運営事業者であること。ただし、設立予定の場合は、整備に着手するまでに登記が完了できること。

イ 介護保険法第78条の2第4項各号（指定地域密着型サービス事業者の指定に係る欠格事項）の規定に該当しないこと。

ウ 法人及び代表者が国税、地方税等を滞納していないこと。

エ 南房総市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。また、役員等が同条例第2条第2号に規定する暴力団員、同条例第2条第3号に規定する暴力団員等、又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

(2) 土地について

ア 埋蔵文化財の有無、農地法・森林法・自然公園法・都市計画法・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止法対策の推進に関する法律・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律・建築基準法・消防法、その他の関連する法令等基準を満たしていること。必要に応じて関係機関と相談の上、計画を策定すること。

イ 事業を実施するにあたり、土地、建物を確実に確保できる見込であること。

また、借地の場合は、事業の存続に必要な相当期間の賃借権又は地上権を設定すること。応募書類を提出する際に、購入等により土地を確保しておく必要はありませんが、売買確約書、賃貸借確約書等により事業実施の際に土地が確保されることを確認します。

ウ 設定しようとする所有権、地上権に対抗できる権利（抵当権）が設定されていないこと。

(3) 建物等について

ア 事業所は、新築、改築の別は問いません。建築費・改修費の補助を受ける場合は、

建物を自己所有とすること。

イ 併設する施設や事業所の制限はありませんが、併設する事業所については補助金の対象となりません。小規模多機能型居宅介護の事業に供する部分が専用の区画に区切られた建物を整備してください。

(4) 運営条件

ア 南房総市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び同条例施行規則で定める基準を満たすこと。

イ 南房総市指定地域密着型サービス事業所の指定等に関する規則で定める基準を満たすこと。

ウ 介護保険法に基づく小規模多機能型居宅介護事業所としての指定基準を満たすこと。

エ その他、関係省令・解釈通知・運営基準などの内容を十分に理解・確認の上、申請を行うこと。

(5) その他

令和9年3月31日までに本市の指定を受け、事業を開始できること。

4 公募から開設までのスケジュール

No.	内 容	日 程
1	実施要領等の公表・配布	令和7年8月27日（水）から11月4日（火）
2	事前協議書の受付	令和7年8月27日（水）から10月6日（月）
3	募集要項に対する質問受付	令和7年8月27日（水）から10月14日（火）
4	応募資格審査結果通知	令和7年10月10日（金）
5	応募書類受付	令和7年10月10日（金）から11月4日（火）
6	質問回答期限	令和7年10月17日（金）
7	1次審査（書類審査）	令和7年11月上旬
8	2次審査（面接審査）	令和7年11月14日（金）
9	結果通知及び公表	令和7年12月中旬

5 募集要項等の配布

(1) 配布期間

令和7年8月27日（水）から11月4日（火）まで
窓口での配布は午前8時45分から午後5時00分まで
（ただし、土曜日・日曜日・祝日は除く。）

(2) 配布場所

南房総市保健福祉部高齢者支援課

〒294-8701 千葉県南房総市谷向100番地

※南房総市ホームページよりダウンロード可能

<https://www.city.minamiboso.chiba.jp/0000020406.html>

6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和7年8月27日（水）から10月14日（火）午後5時まで
- (2) 提出方法 質問書（様式1）をファクス又はメールに添付し提出すること。
※送信後は、必ず電話による着信確認を行うこと。
<送信先>
南房総市保健福祉部高齢者支援課
電 話：0470-36-1152
ファクス：0470-36-1133
メールアドレス：kaigo@city.minamiboso.lg.jp
※メールの件名は「質問票（法人名）」とすること。
- (3) 回答 質問に対する回答は随時行う。
メールにて全応募者に回答する。
- (4) 回答期限 令和7年10月17日（金）午後5時まで

7 事前協議申出書の受付

応募書類の提出前に事業内容について、必ず事前相談を行ってください。

- (1) 受付期間
令和7年8月27日（水）から令和7年10月6日（月）まで
午前9時から午後4時30分まで（時間厳守）（土曜・日曜・祝日は除く。）
※郵送による書類の受付はしませんので、予め電話予約の上、御持参ください。
- (2) 提出書類
ア 事前協議申出書
イ 法人概要（任意様式にて、沿革、事業内容、運営実績を記載したもの。パンフレットがあれば添付してください。）
ウ 事業者概要（様式2）
エ 事業計画書（様式3）
オ 事業所の案内図、配置図、平面図等、施設建設等に関する図書
※必要に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。
- (3) 提出場所
本募集要項の「14 問合せ先及び各種書類の提出先」を参照のこと。
- (4) 提出部数 1部

8 応募書類の受付

- (1) 応募書類の受付

ア 受付期間

令和7年10月10日（金）から令和7年11月4日（火）まで
午前9時から午後4時30分まで（時間厳守）（土曜・日曜・祝日は除く。）

※郵送による書類の受付はしませんので、予め電話予約の上、御持参ください。

イ 提出場所

本募集要項の「14 問合せ先及び各種書類の提出先」を参照のこと。

ウ 提出部数

12部（正本1部、副本（写し）11部）

エ 提出書類

No.	項目	留意事項等	様式
1	公募申込書		様式4
2	定款・寄付行為	最新のもの	—
3	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	応募書類提出日から3か月以内に発行された最新のもの	—
4	誓約書及び役員名簿		様式5
5	市税及び国税の各納税証明書	直近年度の市税（全税）及び国税（法人税並びに消費税及び地方消費税）の納税証明書（未納がないことを確認できるもの）	—
6	代表者・管理者（予定者）経歴書	当該事業に関する資格を有する場合は、資格を有する書類の写しを添付してください。	様式6 様式7
7	決算書類	直近3か年分の決算書（財産目録、貸借対照表、資金・事業収支計算書）	—
8	指導監査、運営指導の状況	指導監査、運営指導（法人、介護保険事業所）の結果通知書及び改善報告書の写し（該当する場合）※最新のもの	—
9	開設提案書		様式8
10	職員の配置計画		様式9
11	事業スケジュール	工事から開設までの工程表	様式自由
12	計画図面等	事業所の案内図・配置図・平面図等 ①案内図（縮尺1/10,000程度） ②建物配置図 ③平面図 ④現況写真（撮影日が記載。カラー写真でA4判の台紙等に添付すること） ※外観及び内部の現況写真（既設のみ） ※図面はA3判に加工して提出してください。	—
13	土地、建物に関する権利関係が確認できる書類	公図、土地・建物登記事項証明書 借地、売買契約（確約）書の写し等	—

14	検査済証の写し	建築基準法及び消防法上の検査済証の写し (既設のみ)	—
15	地元住民等に対する 説明及び同意の状況		様式 10
16	事業資金計画書	事業に要する費用、財源内訳など	様式自由
17	収支見込計算書	事業開始から3年間の収支見込(介護報酬は 現行制度によります。)	様式自由
18	借入金償還計画書	融資ごとに作成すること	様式 11
19	その他必要な書類	現在運営している施設等のパンフレット	—

※提出書類の様式は、南房総市ホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.minamiboso.chiba.jp/0000020406.html>

オ 応募書類受付期間終了後は、応募者の都合による計画変更、又は追加の書類提出は一切認めません。ただし、本市が必要と判断した場合は書類の追加、補正等を求めることがあります。

カ 契約者同士で原本を保管する必要があるものは、写しの提出で構いませんが、法人代表者名で原本証明をしてください。

【 原本証明の例 】

例 1) 既存法人の場合

この写しは原本と相違ありません。
令和 年 月 日
〇〇〇法人 〇〇〇会
代表者 〇〇 〇〇 実印

例 2) 新設法人の場合

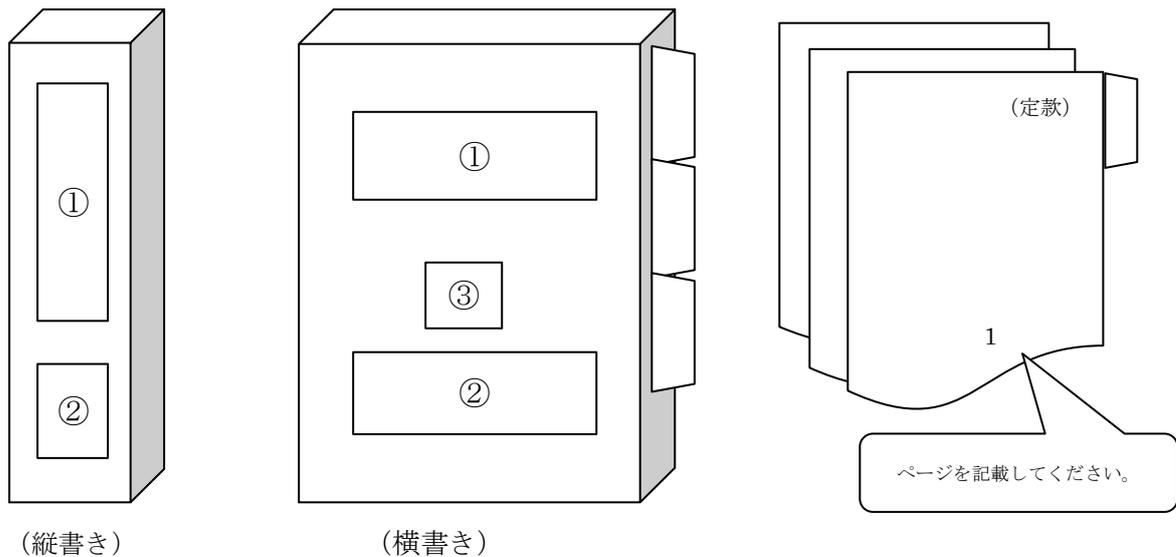
この写しは原本と相違ありません。
令和 年 月 日
(仮称) 〇〇〇法人 〇〇〇会
設立代表者 〇〇 〇〇 実印

(2) 書類の調製方法

ア A4ファイルに調整し、以下を参照し、表紙及び背表紙に法人名等を記載してください。

イ 「8 エ 提出書類」の順に書類を綴じ、目次及びページを付けてください。

ウ 書類の右肩に項目名とインデックスを付けてください。インデックスは提出書類一覧の表番号のみの記載も可能とします。



表紙・背表紙の記載内容は次のとおりです。

- ① 小規模多機能型居宅介護事業所整備運営事業者応募書類一式
- ② 法人名
- ③ 正本又は副本の別

9 応募に当たっての注意事項

- (1) 応募に必要な書類に不足・不備等がある場合は、受付することができませんので、受付期間最終日の提出は、極力避けてください。
- (2) 提出された種類は、理由を問わず返却しません。
- (3) 応募にかかる費用は、すべて応募者の負担とします。
- (4) 他の応募者の計画の内容に関する問合せについては、一切応じません。
- (5) 本応募における用地（建物）権利者又は地域住民等との間の確約書等に基づき生じた損害賠償請求権等については、応募者の責任に帰する事項であり、市はその責任を負いません。応募に当たっては、関係者への詳細な説明と正確な意向を確認してください。
- (6) 応募受付後に辞退する場合は、応募辞退届（様式 12）を提出してください。

10 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

- (1) 応募資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 募集要項等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合していない書類の提出があった場合

- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 審査委員会（2次審査）を正当な理由なく欠席した場合

1.1 審査に係る事項

(1) 1次審査

提出された申請書類に基づき、書類審査等を行います。

(2) 2次審査

法人の代表者等から施設の運営方針等について面接審査を行い、事業に対する考え方、理解度等、総合的に評価を行います。面接審査は、応募書類として提出された書類（開設提案書等）の口頭による説明とします。

ア 開催日時及び開催場所

別途通知します。

イ 面接審査の所要時間

45分程度とし、1者につき30分以内の提案後、質疑応答を行います。

ウ 発表者（出席者）

法人関係者3名以内とします。

エ 注意事項

- ・2次審査は非公開です。他の事業者の審査を傍聴することはできません。
- ・指定の時間に遅れた場合は、審査対象としません。

オ その他

面接審査の発表順序は応募書類の受付順とします。

(3) 評価項目

評価項目		配点
1次審査 (書類審査)	1-1 法人の経営状況	100 ※得点の1/10を2次審査に反映させます。
	1-2 管理者（予定者）の実務経験について	
	1-3 同事業又は類似事業の運営実績	
	1-4 近隣エリアにおける事業実績	
	1-5 土地及び建物の確保について	
	2 隣接地地権者への説明及び同意について	
2次審査 (面接審査)	3-1 応募動機、法人理念、運営方針について	100
	3-2 安全・安心・衛生対策について	
	3-3 人材確保・職員の育成について	
	3-4 利用者確保の取り組みについて	
	3-5 地域・関係機関との連携について	
	4-1 日常生活支援の考え方について	
	4-2 医療ニーズが高い利用者への対応について	
	4-3 認知症ケアについて	

	4-4 利用者の権利擁護及び虐待防止に向けての 取り組みについて	
	4-5 サービス評価・第三者評価について	
	5-1 資金調達について	
	5-2 事業費の適正な計上について	
	※1次審査結果	

※各評価項目の配点及び評価基準は別紙1のとおりです。

(4) 審査方法〔非価格考慮型〕

ア 評価点数の合計平均点数が基準点（満点の6割）以上の者を、事業候補者として選定します。応募が1者のみの場合でも審査基準に従い審査を行い、基準点を満たしていない場合は、事業候補者なしとします。

イ 基準点以上の事業候補者が複数あったときは、合計点数による判定及び順位付け判定により事業候補者を選定します。各判定方法により順位に変動がないか確認し、変動する場合は、順位付け判定により1位となった者を事業候補者として選定します。

ウ 合計点数が最も高い者が2者以上ある場合は、順位付け判定において1位の獲得数が多い順に上位とします。1位の獲得点数が同数の場合、順に2位、3位と獲得数の多い者から上位とします。

エ 順位の獲得数がいずれも同数の場合は、委員による多数決により事業候補者を選定します。

(5) 選定結果

選定結果は、2次審査に出席した全ての応募者に文書で通知するとともに、南房総市ホームページで公表します。結果についての電話、文書等による問合せ、異議の申し立ては受け付けません。

(6) その他

第1順位事業候補者が、辞退等により事業ができないと判断した場合は、合計点数による判定及び順位付け判定による次点者と施設整備に向けた協議を行うものとします。

1.2 施設整備補助金について

介護施設等整備事業補助金（地域医療介護確保基金）は、県の予算の関係で必ずしも交付されるとは限りません。資金計画の策定にあたり、補助金の不交付も考慮し、十分対応できる場合に限り応募するようにしてください。市の単独補助金はありません。

令和7年度補助額は以下のとおりです。

<参考> 地域密着型サービス等整備等助成事業交付金

施設の種類	補助単価	単 位	対象経費
小規模多機能型居宅介護事業所	39,600 千円	施設数	施設等の整備（施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費にはこれと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

<参考> 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業交付金

施設の種類	補助単価	単 位	対象経費
小規模多機能型居宅介護事業所	989 千円	宿泊定員数 (9人)	特別養護老人ホーム等の円滑な開設又は増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。

1.3 情報公開

プロポーザル実施に関する情報（参加者から提出された資料を含む。）は南房総市情報公開条例（平成18年南房総市条例第10号。以下「条例」という。）に基づく公文書に該当するものであり、情報公開及び提供については、公開対象文書及び公開基準に基づき取り扱うこととします。

「公開対象文書及び公開基準」 凡例 ○：開示 △：部分開示（注1） ×：不開示

対象文書の名称（例示）	受託候補者決定前 （注2）（注3）	受託候補者決定後 （注2）（注3）	
		受託候補者に係るもの	非受託候補者に係るもの
提案事業者名	×	○	×
事業提案に関する書類	参加申込書（公募型）	×	△
	企画提案書	×	△
	受注体制文書	×	△
	見積書等	×	△

法人の資格に関する書類	会社組織図、会社概要	×	○	×
	財務諸表等	×	△	△
仕様書、実施要領		○	○	
事業者を選定するための審査項目、審査の視点、配点及び評価の基準		○	○	
審査結果		×	△	
審査結果通知書		×	○	△
審査委員会	委員名簿	×	△	
	議事内容の記録	×	△	

(注1) 「△：部分公開」とは、条例第7条によるものとする。

(注2) 受託候補者の決定後であっても契約締結前は条例第6条第5号に該当し、選定に関する情報であり選定の適正な遂行に支障を及ぼすと認められたものは、不開示とする。

(注3) 辞退者に係る情報はこの基準の対象とせず、条例に基づき、開示の可否について判断する。

※本公募において上記「受託候補者」は「事業候補者」、「参加者」は「応募者」、「企画提案書」は「開設提案書」と読み替えます。

1 4 問合せ先及び各種書類の提出先

〒294-8701 千葉県南房総市谷向100番地

南房総市保健福祉部高齢者支援課

介護保険係 担当：高梨、稲葉

電話：0470-36-1152（直通） FAX：0470-36-1133

メールアドレス：kaigo@city.minamiboso.lg.jp

別紙 1

1 法人の経営状況等について（1次審査）

評価項目	評価事項	評価基準点
1 法人の経営状況	法人の収支状況について ①過去3年間の法人収支が健全である。 ②過去3年間の法人収支が健全であるとはいえない。 ③過去3年間の法人収支が健全ではない。	①=20 ②=10 ③= 0
2 管理者(予定者)の実務経験について(業務遂行力)	管理者(予定者)の介護サービス事業所の管理者経験について ①介護サービス事業所での管理者経験を有している。 ②介護サービス事業所での管理者経験を有していない。	①=10 ②= 5
3 同事業又は類似事業の運営実績(業務執行技術力)	法人の同事業又は類似事業の運営実績について ①小規模多機能型居宅介護事業所の運営実績がある。 ②上記以外の地域密着型サービス事業所の運営実績がある。 ③地域密着型サービス事業所の運営実績がない。 ※①②が該当する場合は、①とする。(①②の合算とはならない)	①=20 ②=15 ③= 5
4 近隣エリアにおける事業実績(地域精進度)	法人又は法人代表者(予定者)の近隣エリアにおける事業実績について ①安房郡市内において介護保険サービスや医療・福祉事業の運営実績がある。 ②安房郡市外において介護保険サービスや医療・福祉事業の運営実績がある。 ③介護保険サービスや医療・福祉事業の運営実績がない。	①=10 ②= 8 ③= 5
5 土地及び建物の確保について	土地及び建物の確保について ①土地及び建物が自己所有であるか、今後取得が見込まれる。 ②土地及び建物、又はいずれかについて長期の賃貸借が見込まれる。 ③具体的に示されていない。	①=20 ②=15 ③= 5

2 隣接地地権者への説明及び同意の状況について

評価項目	評価事項	評価基準点
隣接地地権者への説明及び同意について	隣接地地権者の説明及び同意の状況について ①全員の同意が得られている。 ②全員に説明がされており、一部の同意が得られている。 ③一部に説明がされており、一部の同意が得られている。 ④全員に説明がされているが、一部の同意にも至っていない。 ⑤一部に説明がされているが、一部の同意にも至っていない。 ⑥説明予定である。	①=20 ②=15 ③=12 ④=10 ⑤= 5 ⑥= 0

3 基本的な考え方について（以下2次審査）

評価項目	評価事項	評価基準点
1 応募動機、法人理念、運営方針について	<p>応募動機が福祉や介護の理念に基づいており、熱意と実現性が感じられるか。事業の内容を理解し、具体的な事業の目的及び運営方針が定められているか。</p> <p>①応募動機が福祉や介護の理念に基づいており、熱意と実現性が感じられる。事業の内容を理解し、具体的な事業の目的及び運営方針を定めている。</p> <p>②応募動機が福祉や介護の理念に基づいており、具体的な事業の目的及び運営方針を定めている。</p> <p>③応募動機が福祉や介護の理念に基づいており、事業の目的及び運営方針を定めているが、やや不十分な点が見られる。</p> <p>④応募動機が福祉や介護の理念に基づいておらず、事業の目的及び運営方針を定めていない。</p>	<p>①=5 ②=3 ③=1 ④=0</p>
2 安全・安心・衛生対策について	<p>夜間・緊急時対応、非常災害対策、事故発生時の対応、衛生管理の各項目について具体的に示されているか。</p> <p>①すべての項目について十分具体的な方法や対応が考えられている。</p> <p>②すべての項目について具体的な方法や対応が考えられている。</p> <p>③具体的な方法や対応が考えられているが、やや不十分な点が見られる。</p> <p>④やや具体性に欠ける。</p> <p>⑤回答として不適切、又は考えられていない。</p>	<p>①=5 ②=4 ③=3 ④=2 ⑤=1</p>
3 人材確保・職員の育成について	<p>人材確保（雇用計画・勤務体制・離職防止）・職員研修の各項目について具体的に示されているか。独自性、実現性があるか。</p> <p>①すべての項目について十分具体的な方法や対応が考えられている。独自性、実現性が感じられる。</p> <p>②すべての項目について具体的な方法や対応が考えられている。</p> <p>③具体的な方法や対応が考えられているが、やや不十分な点が見られる。</p> <p>④やや具体性に欠ける。</p> <p>⑤回答として不適切、又は考えられていない。</p>	<p>①=10 ②= 8 ③= 6 ④= 4 ⑤= 2</p>
4 利用者確保の取り組みについて	<p>利用者確保の取り組みが具体的に考えられているか。</p> <p>①十分に具体的に考えられている。</p> <p>②具体的に考えられている。</p> <p>③具体的に考えられているが、やや不十分な点が見られる。</p> <p>④やや具体性に欠ける。</p> <p>⑤回答として不適切、又は考えられていない。</p>	<p>①=5 ②=4 ③=3 ④=2 ⑤=1</p>

5 地域・関係機関との連携について	<p>医療機関や地域との連携について具体的に考えられているか。</p> <p>①すべての項目について十分具体的な方法や対応が考えられている。 ②すべての項目について具体的な方法や対応が考えられている。 ③具体的な方法や対応が考えられているが、やや不十分な点が見られる。 ④やや具体性に欠ける。 ⑤回答として不適切、又は考えられていない。</p>	<p>①=10 ②= 8 ③= 6 ④= 4 ⑤= 2</p>
-------------------	--	---

4 利用者への対応について（質の高いサービス提供に向けた取り組み）

評価項目	評価事項	評価基準点
1 日常生活支援の考え方について	<p>サービスにおける日常生活支援のあり方が具体的に考えられているか。</p> <p>①十分に具体的に考えられている。 ②具体的に考えられている。 ③具体的に考えられているが、やや不十分な点が見られる。 ④やや具体性に欠ける。 ⑤回答として不適切、又は考えられていない。</p>	<p>①=10 ②= 8 ③= 6 ④= 4 ⑤= 2</p>
2 医療ニーズが高い利用者への対応について	<p>医療ニーズが高い利用者（ターミナルケアを含む）への対応方法について具体的に考えられているか。</p> <p>①十分に具体的に考えられている。 ②具体的に考えられている。 ③具体的に考えられているが、やや不十分な点が見られる。 ④やや具体性に欠ける。 ⑤回答として不適切、又は考えられていない。</p>	<p>①=10 ②= 8 ③= 6 ④= 4 ⑤= 2</p>
3 認知症ケアについて	<p>認知症ケアに関する適切な取り組みが具体的に考えられているか。</p> <p>①十分に具体的に考えられている。 ②具体的に考えられている。 ③具体的に考えられているが、やや不十分な点が見られる。 ④やや具体性に欠ける。 ⑤回答として不適切、又は考えられていない。</p>	<p>①=10 ②= 8 ③= 6 ④= 4 ⑤= 2</p>
4 利用者の権利擁護及び虐待防止に向けての取り組みについて	<p>権利擁護及び虐待防止に関する具体的な取り組みが考えられているか。</p> <p>①十分に具体的に考えられている。 ②具体的に考えられている。 ③具体的に考えられているが、やや不十分な点が見られる。 ④やや具体性に欠ける。 ⑤回答として不適切、又は考えられていない。</p>	<p>①=10 ②= 8 ③= 6 ④= 4 ⑤= 2</p>

5 サービス評価・第三者評価について	<p>サービス評価・第三者評価に関する適切な取り組みが具体的に考えられているか。</p> <p>①十分具体的な取り組みが考えられている。 ②具体的に考えられている。 ③具体的に考えられているが、やや不十分な点が見られる。 ④取り組みが具体的でない、又は考えられていない。</p>	<p>①=5 ②=3 ③=1 ④=0</p>
--------------------	--	---------------------------------------

5 資金計画等に関する事項について

評価項目	評価事項	評価基準点
1 資金調達について	<p>資金の調達状況について</p> <p>①自己資金で十分確保されている。 ②借入金で確保できる見込み。 ③具体的に示されていない。</p>	<p>①=5 ②=3 ③=0</p>
2 事業費の適正な計上について	<p>事業費の計上について</p> <p>①適正な計上がされている。 ②おおむね適正である。 ③具体的に示されていない。</p>	<p>①=5 ②=3 ③=0</p>